色 農 第 2 0 0 号 令和6年9月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

色麻町長 早坂 利悦

市町村名(市町村コード)	色麻町		
	(444)		
地域名 (地域内農業集落名)	色麻地区		
	(南大、北大、大原、伝八、道命、一の関、袋、向町、宿、上郷、王城寺、花川沢口、 新田、上黒沢、下黒沢、吉田、高城、志津、鷹巣、清水、高根、平沢、小栗山)		
協議の結果を取りまとめた年月日		令和 6 年 9 月25日	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、宮城県北西部加美郡南部に位置し、西は山岳丘陵(船形山)で起伏する森林地帯となっており、ここから流れ出す清流は、東部の広大な水田地帯を潤し、宮城を代表する「ひとめぼれ」「まなむすめ」「ササニシキ」 主体の生産地となっている。また背陵が山脈に接しているため、大陸性気候の影響を受け北西の風が夏季を除いて強く、雨量・積雪が多い。

圃場整備率は78%となっており、整備地区は、稲作経営の規模拡大、転作や大型機械の導入等により効率的な生産を図っているが、効率化が図れない未整備地区の耕作は担い手の負担となっている。特に森林地帯と隣接する地区については、鳥獣被害に悩まされており、農地集積集約化の阻害要因となっている。

24の行政区単位で農地集積集約の検討を行っているが、今後団塊世代の離農が相次ぐことから、行政区によっては、出しての数に受け手となる担い手の数が追いつかないという懸念がある。行政区を超えた広域で検討を進められるように情報の共有、担い手間の連携が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

24の行政区単位で受け手となる地域内の担い手候補者を挙げて、農地集積集約の検討を行い、担い手単体での規模拡大が難しい場合では、機械利用組合や法人化など新たな担い手を育成する組織の設立を検討する。行政区単位に限らず広域で活動できる組織を目指すため、労働環境の整備を重視し雇用による人材確保の仕組み(シルバー、農家以外の人材が参加できる仕組み)をつくる。未整備地区については、平成30年頃より鳥獣被害防止のためのワイヤーメッシュ柵など対策を施しながら、高収益作物の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		2,677 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,677 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地で、概ね10年後も農業上の利用が行われる区域を基本とする。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和6年9月25日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

①色麻町高城字新八幡25番、26番

合計1.529㎡の内 7.72㎡

②色麻町高城字新谷地36番、37番、38番 合計2,497mの内 7.63m

③色麻町高城字新稲荷62番

1,016㎡の内 5.26㎡

④色麻町高城字新伊勢堂119番

924㎡の内 5.11㎡ 1,006㎡の内 5.26㎡

⑤色麻町高城字新岡164番 1,006㎡の内 5.26n

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項		
	(1)農用地の集積、集約化の方針		
	地域計画の将来地図に基づいて、中心的担い手と地権者で協議し、集積及び集約化を進める。		
	担い手と地権者で協議した内容を基に農地を農地中間管理機構に貸し付けし集積、集約化を進める。		
	(3)基盤整備事業への取組方針		
	清水地区及び上高城地区において、農地整備事業に取り組む予定である。		
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針		
	地域外の担い手にも農地を貸し付けし、地域内の担い手と協力する。繁忙期の人手不足を解消するための人材供給事業などを地域内で構築する。		
	供給事業はこで地域内で構築する。		
	 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針		
	対応できない作業の種類・作業の量によっては、作業を委託することを検討する。		
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)		
	☑ ① 鳥獣被害防止対策 ②有機·減農薬·減肥料 ③スマート農業 ④畑地化·輸出等 ⑤果樹等		
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他		
	【選択した上記の取組方針】		
	①鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置範囲を広げる。 ⑧農地集積集約に合わせたミニライスセンターの設置及び育苗の共同利用施設等を検討する。		
	●成心未換末前10日小とに1一クイバモング の版画のの内面の大向右が11mm版内を採出する。		

